



消防本部におけるハラスメント等への対応について

消防庁消防・救急課

1 はじめに

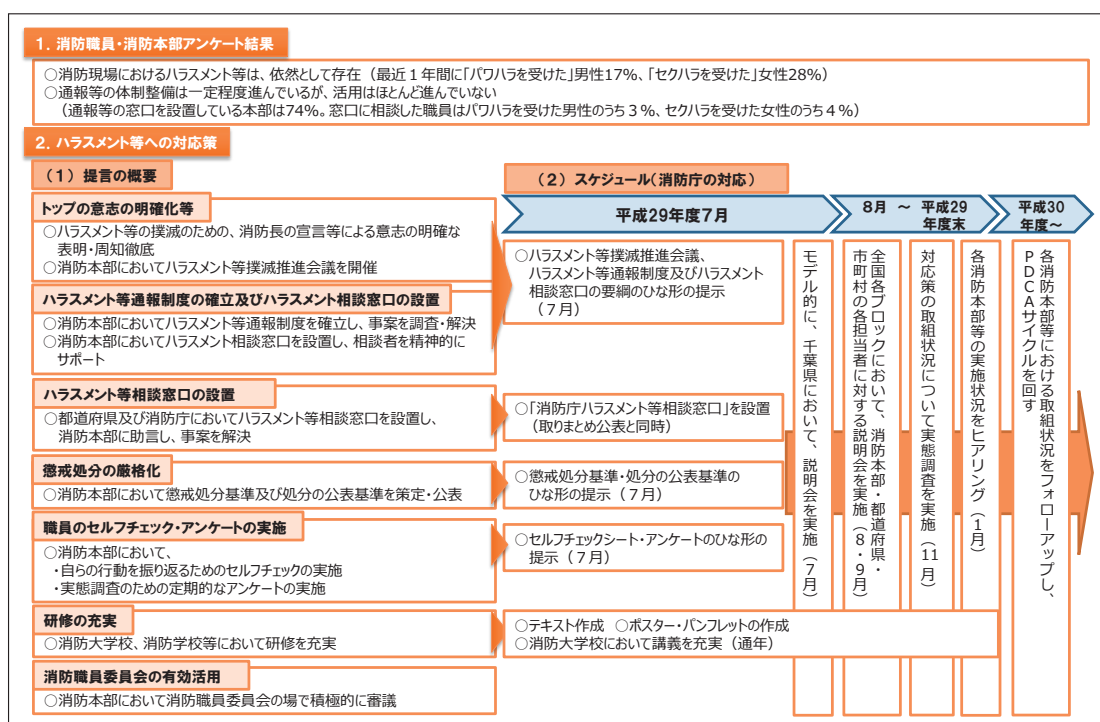
同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させるパワーハラスメントは、決してあってはならない行為です。また、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについては、断じて許されない行為であるばかりでなく、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号）により、防止措置を講じることが義務付けられています。

消防庁では、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどのハラスメント及び消防に関連する不祥事（以下「ハラスメント等」という。）について、平成29年に「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関

するワーキンググループ」を開催し、対応策（図1）を取りまとめ、その内容について、「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について（通知）」（平成29年7月4日付け消防消第171号。以下「次長通知」という。）を発出しました。

さらに、次長通知で示した対応策の取組状況について実態調査（平成29年11月1日現在）を行い、「消防本部におけるハラスメント等の対応策取組実態調査の取りまとめ結果について（情報提供）」（平成30年3月30日付け事務連絡）及び「消防本部におけるハラスメント等への対応策の更なる推進について（通知）」（平成30年3月30日付け消防消第80号。以下「3月30日付け通知」という。）を発出しました。本稿では、これらについて解説します。

（図1）「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループ」を踏まえた対応策





2 調査結果

(1) 消防長の意志の明確化等

ハラスメント等を撲滅するため、消防長が宣言等により意志を明確にし、消防職員に周知徹底することであり、先進事例の紹介等（「消防本部のハラスメント等を撲滅するための、消防長の宣言等による意志の明確な表明について」（平成29年7月4日付け事務連絡））により、消防長の意志の早急な表明を求めてきたほか、「内部規定の策定」や「ハラスメント等撲滅推進会議の開催」についても、その実施を求めてきたところです。ハラスメント等撲滅推進会議については、「消防本部におけるハラスメント等を撲滅するための対応策について」（平成29年7月25日付け事務連絡。以下「7月25日付け事務連絡」という。）により、要綱のひな形を提示しています。

実態調査では、「消防長の意志の明確化」については、全ての消防本部から「実施済み」又は「平成29年度実施予定」との回答が得られ、早急に対応していただいていることが分かりました。また、「内部規定の策定」については、83.3%（610本部）の消防本部から「実施済み」又は「平成29年度実施予定」との回答が得られ、「ハラスメント等撲滅推進会議の開催」については、84.4%（618本部）の消防本部から「実施済み」又は「平成29年度実施予定」との回答が得られました。

なお、消防長の意志の明確化については、3月30日付け通知において、現消防長がハラスメント等を撲滅するという意志を明確化していることが重要であるため、消防長が代わった場合に速やかに意志の明確化を行う、毎年度の始めに消防長の意志の明確化を再度

行うなど、定期的に消防職員に周知徹底することが望ましいこと、また、消防長の意志を消防職員が十分に理解するため、消防職員に対して自らの意志を直接伝える、自らの意志を文書化して通知を发出する、通知を署内に掲示するなどにより効果的な対応を取ることが望ましいことを示しているところです。

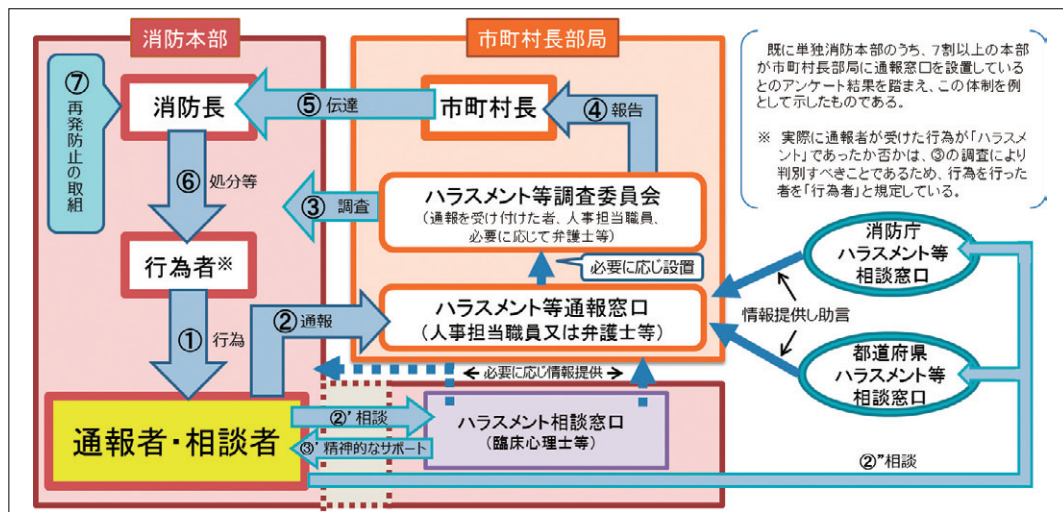
(2) ハラスメント等通報制度の確立及びハラスメント相談窓口の設置

ハラスメント等は、上司、同僚などの周囲の者がいつもと様子が異なることに気づき声をかけるなどのサポートをすること、ハラスメントを受けたと考える消防職員から上司、同僚などの周囲の者へ相談すること等により円滑に解決されることが望ましいとされています。しかし、こうしたことでは解決できない場合に備え、7月25日付け事務連絡により要綱のひな形を提示し、ハラスメント等通報制度を確立するとともに、ハラスメントを受けたと考える消防職員を精神的にサポートするため、ハラスメント相談窓口を設置することを求めてきたところです（図2）。

実態調査では、「ハラスメント等通報制度の確立」及び「ハラスメント相談窓口の設置」について、それぞれ96.2%（704本部）、95.4%（698本部）の消防本部から「実施済み」又は「平成30年度までに実施予定」との回答が得られました。

なお、ハラスメント等通報制度及びハラスメント相談窓口については、3月30日付け通知において、男女双方の対応者を設ける、複数の窓口を設置する、通報窓口と相談窓口をそれぞれ別に設置する、定期的な周知を行うなど通報・相談しやすい環境づくりに努める必要があると示しているところです。

（図2）ハラスメント等通報制度・ハラスメント相談窓口のイメージ（単独消防本部の場合）



(3) 懲戒処分の厳格化

ハラスメント等に関して明確に記載した懲戒処分基準を策定し公表することや、懲戒処分の公表基準を策定し公表することにより、懲戒処分の厳格化を検討することを求めてきたところです。

実態調査では、「懲戒処分基準の策定」及び「懲戒処分の公表基準の策定」について、それぞれ80.1% (586本部)、69.7% (510本部) の消防本部から「実施済み」又は「平成29年度実施予定」との回答が得られました。

なお、懲戒処分基準及び懲戒処分の公表基準のひな形を、7月25日付け事務連絡により消防庁から提示しています。併せて、未実施の消防本部においては、検討を早急に始めるとともに、当該ひな形を参考に体制を整備していただくようお願いしているところです。

(4) 職員のセルフチェックアンケート等の実施

ハラスメント等を可能な限り未然に防止するため、自らの行動を振り返るチェックシートの導入、ハラスメント等の実態を調査するためのアンケートの定期的な実施などの職員の気づきを促す取組を行うことを求めてきたところです。

実態調査では、職員の気づきを促す取組について、93.3% (683本部) から「実施済み」又は「平成29年度実施予定」との回答が得られました。

なお、当該チェックシート及び当該アンケートのひな形を、7月25日付け事務連絡により消防庁から提示しています。併せて、未実施の消防本部においては、検討を早急に始めるとともに、当該ひな形を参考に体制を整備していただくようお願いしているところです。

(5) 研修等の充実

事例演習又は職場ミーティングの場を活用し、ハラスメント等の撲滅の必要性、対応策及びコンプライアンスについて話し合うことで、職員の意識向上を図ることを求めてきたところです。

実態調査では、研修等の充実について、94.7% (693本部) から「実施済み」又は「平成30年度までに実施予定」との回答が得られました。

消防庁では、消防長、消防本部人事担当幹部、都道府県消防防災部局幹部等を対象としたハラスメント等に対する知識を深めるための研修会や、ハラスメント相談員を対象としたハラスメント相談研修会を全国で開催しており、当該研修で得た知見を生かし、消防本部におけるハラスメント等の撲滅に向けた対応を一層促進していただきたいと考えています。

なお、各消防本部等での研修会で活用いただけるよう、ハラスメントに関するテキストを消防庁ホームページ (http://www.fdma.go.jp/disaster/harassment_taisaku/index.html) で公開しており、ご活用いただきたいと考えています。

(6) 各都道府県において実施すべき対応策

各都道府県に対しては、各消防本部が確立するハラスメント等通報制度における対応では不十分である場合に備え、相談者の同意を得た上で、関係する消防本部や市町村に対し相談内容の情報提供を聞き取るとともに、適切な対応を取るよう助言すること等により事案の解決を目指すことを趣旨とするハラスメント等相談窓口を設置することを求めてきたところです。

実態調査では、「都道府県ハラスメント等相談窓口」を設置し、その旨を都道府県内の消防本部に周知しているかどうかについて、91.5%の都道府県 (43都道府県) から「実施済み」又は「平成30年度までに実施予定」との回答が得られました。

また、次長通知において、消防学校において、ハラスメント等やコンプライアンスに関する講義を実施することや、消防長、消防学校長などの消防関係者に対する研修会についても引き続き、取り組んでいただくようお願いしているところです。

3 最後に

実態調査により、「消防長の意志の明確化」については、全ての消防本部で対応していただいていること、その他の対応策についても取組が進められていることが分かりました。しかしながら、次長通知で示された対応策は、いずれも速やかに実施することが必要なものであり、特に、「ハラスメント等通報制度の確立」及び「ハラスメント相談窓口の設置」については、最も基本的、かつ重要な対応策の一つです。

今年度においても、引き続き、対応策の早期実施及び実施している対応策がより効果的なものとなるように取組を進めていただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

消防庁消防・救急課
TEL: 03-5253-7522 FAX: 03-5253-7532